

CPD08-10-1

平成 20 年 12 月 4 日

第 9 回 CPD WG 委員会議事録（案）

日時：11 月 19 日（木） 9:30～11:30

場所：日本工学会事務所

出席者（順不同、敬称略）：

主査 関田 真澄 ((社)日本冷凍空調学会 事務局長)

委員 伊藤 政人 ((株)大林組東京本社技術本部研究開発管理部、土木管理課長、
土木分野)

木村 軍司 (首都大学東京 名誉教授、電気分野)

児玉 公信 ((株)エクサ 技術推進部門、情報分野)

佐藤 恒夫 ((社)土木学会技術推進機構 機構長)

武田 裕久 ((株)電業社機械製作所 上席執行役員)

永田 一良 (日立製作所研究開発本部 技術主管、日本技術士会)

山本 誠 (東京理科大学工学部機械工学科 教授)

担当理事 橋谷 元由 ((社)化学工学会人材育成センター 部長)

事務局 柳川隆之

配布資料：

CPD08-9-1 第 8 回 CPD WG 会合議事録（案）

CPD08-9-2 日本工学会 CPD 覚書（案）（関田主査）

CPD08-9-3 建設系 CPD 協議会シンポジウム資料（清宮、永田両氏の執筆部分）

議 事：

1. 前回議事録確認

9 月 11 日に開催された第 8 回委員会の議事録を確認した。

2. 覚書の文案の検討

関田主査から、これまで各委員から出された意見を参考に作成した覚書の訂正案が提示され、これについて審議を行った。その結果、今回出された意見を考慮して、関田主査が再度覚書の案を作り次回の委員会で審議することとなった。修正する点は次の通りである。

- 1) 表題の「日本工学会 CPD ガイドライン」のガイドラインと今までのガイドラインとの違いを説明する。
- 2) 第 1 条（1）の「日本工学会の会員である」は削除する。
- 3) 第 1 条に出てくる分野別 CPD 協議会と日本工学会との関係について言及しておかなくてよいか検討する。
- 4) 第 1 条（2）はこのままでよい。
- 5) 第 1 条（3）の「会員技術者」は一般的な名称としての技術者と区別して、「CPD 登録技術者」とする。
- 6) 第 1 条（3）の「技術者の識別」に関する第 2 文は、少なくとも定義でないのでここからは削除する。
- 7) 第 1 条（4）の原文にある日本技術士会の名前は削除し、参考資料として日本技術士会の資料を添付する。
- 8) 第 1 条の定義として、「CPD プログラム実績」を入れるべきかどうか検討する。
- 9) 第 1 条の定義に「ホーム学協会」を入れる。

- 8) 第2条のシステムが何を指すかをはっきりさせる。また、すでにシステムを持っているところは建設系CPD協議会のシステムを参考とする必要はないものとする。建設系CPD協議会のシステムの内容は付録として付けておく。
- 9) 第3条における証明は保存とは区別する。
- 10) 第3条第5項の「発行」は「保存」とする。また、「5年間」は「3~5年間」とする。
- 11) 第6条第1項のガイドラインを他のガイドラインと区別できるようにする。
- 12) 第6条第3項の「日本工学会CPD協議会から機関認定を受けた」を削除し、「マークをつけることができる。」は「マークをつけることが望ましい。」とする。
- 13) 第6条第3項と第4項は日本工学会としては行えないため、削除する。
- 14) 第7条(1)は前文に移すことを検討する。
- 15) 第8条は規定でないので不要である。
- 16) 前文は条文が決まった後で議論する。
- 17) 次回は添付資料を付けたものを用意する。事務局はこれまでのガイドラインを各委員に送る。

審議の概要は次のとおりである。

1) 識別について

- *建設系CPD協議会ではカードの記録を統一しようという意図があった。ここまで考えないのなら識別は必要ないのではないか。または、記録の照合・実績証明という箇所があればそこに入れる。(伊藤)
- *記録登録のガイドラインに入る案もある。(関田)
- *何もないと必要とするところが困るので、入れるだけ入れておいて、適用は学協会に任せはどうか。(武田)
- *第1条は定義なので、ここに識別を入れるのはおかしい。(山本)

2) ホーム学協会について

- *外部から技術研鑽実績を求められるときには、その機関から受講実績として計上するコースを指定され、必ずしもホーム学協会という考えが通用しない。使う側の意向が強く、指定された学協会に登録せざるを得ない。(佐藤)
- *学協会の側にも自分のところで受講したものだけを証明するところがある。
- *ホーム学協会の概念が無くなっている。(山本)
- *まとめた証明をもらいたいという要望があるのではないか。(関田)
- *ダブルカウントを避けるためにはホーム学協会が必要である。ホーム学協会を認めるとそこを明確にしておく必要がある。(武田)
- *受講する側にホーム学協会制をとっていることを周知する必要がある。(関田)

3) 受講証明の出し方

- *土木学会の資格のために受講形に限らない。建設系以外のところの実績は自己。習として扱う。(佐藤)
- *行政は各地方がそれぞれに定義している。資格が先にありきである。指定されたところの証明のみが受け入れられる。(永田)
- *受講者が指定する学協会に登録するということになる。(佐藤)
- *世の中が動いている状態であり、日本工学会がどうすべきができるだけ早く打ち出すべきである。(橋谷)
- *国交省以外に、経産省や厚労省もCPD実績を取り上げる動きがある。(永田)
- *APECはどこからの受講証明でもよい。(関田)

- *証明書を出すときにはフレキシブルに対応せざるを得ない。要求に応じて（有料で）証明書を出すという考え方もある。（関田）
- *学協会によって重み係数が変わる問題もある。（木村）
- *電気系では各自が入力し、エビデンスをもらうときには各学協会に依頼する。（木村）
- *第3条の5年間は一般には3年である。役所がそうである。ただ、APECエンジニアは5年である。3~5年としてはどうか。（永田）
- *受講記録は最低5年間は保存するとしてはどうか。（伊藤）
- *第3条第4項は「発行」するより「保存」するとしたほうがよい。（山本）

4) 会員について

- *公益性という面では、会員限定は望ましくない。会員技術者の定義は注意を要する。会員しか取れない資格は国が認めない。土木学会は資格は会員外にも解放した。「CPDをやっている技術者」と言うことだけでいいのではないか。（佐藤）
- *「CPD登録技術者」はどうか。（関田）
- *第1条(1)の「日本工学会の会員である」はどこにかかるのか？（木村）⇒これは削除していいのではないか。（永田）
- *「分野別CPD協議会」もはつきりしない。日本工学会との連携を望まないものも出てくるのではないか。（関田）
- *会員学協会とは…をよく考えたほうがよい。（木村）
- *前文の第2パラグラフの文章を第1条(1)に入れてはどうか。（橋谷）
- *まず入れておいて後で考える。（関田）

5) CPDプログラム実績について

- *CPDプログラムというのがあいまいである。（伊藤）
- *受講形に限定しないためにはCPD実績としてはどうか。第4条が何を残すかを規定しているので、何を認めるかという点が残る。（山本）
- *CPD実績と評価とした方がよい。（木村）
- *ホーム学協会に入れておきたい。ホーム学協会は一つに限らないと断ればよい。（関田）

6) 2重登録の問題について

- *学協会に責任を持たせることはできず、技術者の責任としてはどうか。（佐藤）
- *技術者の倫理の問題である。受講実績を使う側がチェックするのがよい。（木村）
- *受講実績の集積を学協会がやるとすれば、2重登録をチェックするようにする。（伊藤）
- *個人の意識の問題であり、これを条文に入れるかどうか。（橋谷）
- *ここでは、そういう研鑽をしたということだけを証明すればいい。（木村）
- *証明書ガイドラインで注意してはどうか。（関田）
- *学協会側では何もできない。使う側の責任であり、使う側からのチェックにどう応えるかは受講者各人の責任である。（橋谷）
- *同じプログラムを複数回受講する人もいる。これは重複か？（児玉）
- *日本技術士会ではガイドブックでこういうポイントは認めないと明記している。（永田）

7) システムについて

- *第2条のシステムは必要な要件（閲覧、検索）を書いて、建設系CPC協議会のシステムのことは参考資料として添付してはどうか。会員が登録するためのシステムは各学協会が運営している。（伊藤）
- *登録システムをどう作るかの方が閲覧・検索より興味を持たれるのではないか。（橋谷）
- *ポータルシステム、整理、登録の3つのシステムが要る。（永田）
- *第2条はこういうものがあると便利という機能全体を定義する必要がある。（伊藤）

*建設系 CPC 協議会の名前は条文に入れないで、具体例として添付資料にしたらよい。

(永田)

8) 認定について

*第6条は機関認定しか書いていないが、プログラム認定はいいのか？（佐藤、伊藤）⇒

認定を行うには事務局が必要である。考え方だけ書いておいてはどうか。（橋谷）

*分野別 CPD 協議会で認定を行うという考えである。（木村）

*土木学会では認定を行っている。国交省の外郭団体も認定している。（佐藤）

*工学会では手がないので審査はできない。

*機械系では協定を結べば認定する。（山本）

*第6条第2項は、「質保証に努める。」くらいにして、認定を行うとはしない方がよい。

9) その他

*第7条（1）は前文にもって行ってはどうか。（伊藤）

*旧第7条（4）は生かす。ただ、「ガイド」は「ロードマップ」とする。（関田、山本）

*第8条を削除するのはよい。

永田委員から、11月17日に行われた建設系 CPD 協議会のシンポジウムにおけるパネルセッションの清宮協議会長と永田委員の資料が参考として配布された。

次回は12月4日（木）9時30分～11時30分に開催する。

以上